

記者席割当断行仮処分命令申立書

2011年（平成23年）12月19日

東京地方裁判所

民事第9部 御中

債権者代理人弁護士	渡	辺	博
同	飯	田	正剛
同	久	保	内浩嗣
同	大	谷	玲奈

当事者の表示

別紙当事者目録記載のとおり

保全すべき権利

裁判傍聴権

申立ての趣旨

- 1 債務者は、債権者に対し、平成23年特（わ）第111号政治資金規正法違反被告事件の平成24年1月10日及び同年同月11日の刑事公判について、記者席1席を割り当てよ
 - 2 申立費用は債務者の負担とする
- との裁判を求める。

申立ての理由

第1 被保全権利

- 1 当事者

(1) 債権者は、フリーランスのジャーナリストである。神奈川新聞社に在職していたころからの記者歴は、通算29年間となる。神奈川新聞社時代に横浜の司法記者クラブに所属して以来、フリーになってからも現在に至るまで、頻繁に裁判の傍聴取材を行い、オウム真理教の事件では、裁判傍聴記も出版している。また、債権者は、行政改革会議の委員、「行刑改革推進委員会顧問会議」の委員、「未決拘禁者の処遇等に関する有識者会議」の委員、「検察の在り方検討会議」の委員などを務めたほか、行刑改革、検察改革について衆議院法務委員会に参考人として召致されるなど、行政機関、立法機関からも司法に関する有識者として認知されている。

(2) 債務者は、平成23年特(わ)第111号政治資金規正法違反被告事件(以下「本件事件」という。)を審理する裁判体の裁判長であり、本件事件の傍聴につき、傍聴券を発行することができる者である(裁判所傍聴規則第1条第1項)。

2 裁判傍聴権

(1) 最高裁判所平成元年3月8日大法廷判決(以下「レペタ訴訟判決」という。)は、「裁判の公開が制度として保障されていることに伴い、各人は、裁判を傍聴することができることとなるが」、憲法82条1項の規定は「各人が裁判所に対して傍聴することを権利として要求できることまでを認めたものでない」と判示している。ただし、同判決は続けて、「各人が自由にさまざまな意見、知識、情報に接し」、「これを摂取する自由は、右規定(債権者注：憲法21条1項)の趣旨、目的から、いわばその派生原理として当然に導かれる」としている。その上で、法廷における裁判過程を通して国民が裁判内容を知ることは、法廷の特殊性から「知る権利」とまではいえないにしる、いわば知る自由を憲法上の保障下に置いたものとの趣旨を述べた。

レペタ訴訟判決は、傍聴の権利性を否定しつつも、憲法21条1項を根拠に情報等の摂取の自由を保障し、この消極的自由が憲法82条によって法廷

においても認められることになる」と解したものと見える。

しかし、戦前では政治的色彩の濃い事件につき往々公開停止の措置が取られたため、現行憲法は、その苦い経験から公開停止可能の範囲につき厳格に絞りをかけ、公開主義を徹底させたと同時に、新憲法において国家の営為を国民主権の政治的プロセスにおく重要性が自覚されたという歴史的経緯に照らせば、憲法82条の規定の趣旨はさらに推し進めて解釈できる。憲法82条は、旧憲法59条（裁判ノ対審判決ハ之ヲ公開ス但シ安寧秩序又ハ風俗ヲ害スルノ虞アルトキハ法律ニ依リ又ハ裁判所ノ決議ヲ以テ対審ノ公開ヲ停ムルコトヲ得）とは異なり、単に国民に裁判を傍聴する機会を与えればよいとの制度的保障にとどまらず、傍聴人に裁判の公正・適正な進行を監視する役割をも担わせようとしたものと解するのが妥当である。

ここにいう国民主権の政治プロセスは、表現の自由を保障する憲法21条1項を核として、他に同13条ないし19条等の規定によって裏付けされる。そうであれば、憲法82条の規定には、裁判の公開の反射的な効果としてではなく、直接に、国政情報へのアクセス権の一環としての裁判傍聴権が内包されていると解することができる（甲2の1、三井誠「刑事裁判の公開と訴訟指揮・法廷警察」『法学教室』187号、99頁（有斐閣、1996年4月号）、甲2の2、奥平康弘『憲法Ⅲ・憲法が保障する権利』345頁（有斐閣法学叢書、1993年））。

さらに、2009年（平成21年）5月21日から、司法に対する国民の理解の増進とその信頼の向上に資するとして（裁判員法第1条）裁判員裁判制度が導入されており、同制度の目的達成のためには、裁判の公開をこれまで以上に憲法21条と不可欠に結びつくものとして理解されなければならない、裁判傍聴権は具体的権利として認められる必要がある。

(2) したがって、債権者は、憲法21条1項及び同82条1項に基づく人権として裁判傍聴権を有する。傍聴人は公判廷でのやり取りを見聞、メモ等する

ことで裁判の公正・適正な進行を監視するという役目を果たすのであるが、公判のテレビ中継等が行われていない以上、傍聴席において実際に公判を傍聴する他に裁判を傍聴する方法はない。そうすると、裁判傍聴権の具体的内容として、裁判所に対して傍聴席の割当を求める権利が含まれていると解される。

3 裁判長の合理的裁量

(1) 上記のように、債権者が裁判傍聴権を有しているとしても、法廷の傍聴席には限りがあるため、他の国民の裁判傍聴権との調整が必要となる。

このように、傍聴を希望する者の数が傍聴席の数を超える場合、裁判長は法廷警察権を行使し、何らかの方法により傍聴できる者を選ばなければならず、これは裁判長の裁量に委ねられている。

もっとも、裁判長の裁量も無制限ではなく、国民の憲法上の権利の調整を図るものなのであるから、合理的なものでなくてはならず、運用の仕方によっては裁量権の濫用になり（甲2の3、野中俊彦・中村睦男・高橋和之・高見勝利『憲法Ⅱ〔第4版〕』257頁（有斐閣、2006年））、憲法14条1項に違反することもあり得るのである。

一般の傍聴希望者間の裁判傍聴権の調整を図る場合、現在東京地方裁判所において行われているように、抽選によって、傍聴券を取得できた者が傍聴することができるとする方法は、各人が同じように有する裁判傍聴権同士の調整である限りにおいては、極めて合理的な措置と考えられる。

(2) しかし、債権者のようなジャーナリストは、その者自身が裁判傍聴権を有するのみではなく、当該ジャーナリストが報道する記事を読むなどすることにより、国民の知る権利が実現されるという点で、一般の傍聴希望者と区別されるべきである。すなわち、ジャーナリストが裁判を傍聴し、その事実を報道することにより、国民は当該裁判の内容を知り、裁判の公正・適正な進行を監視でき、また、裁判全般についての理解を深めることにより、司法に

対する国民の理解と信頼向上に資することになるのである。このようなジャーナリストが果たす機能、公共性等に鑑みるとジャーナリストをそれ以外の一般国民に優先して傍聴させる取扱いをすることについて合理性が認められる。

これは、現在、多くの裁判所が記者席を設けて、司法記者クラブ所属の記者等に対して優先的に傍聴できるようにしていることから明らかである。

もちろん、債権者は、記者席の割当を求める自称「ジャーナリスト」の全てに記者席を確保することまでも求めるものではない。

(3) そこで、裁判長としては、報道を介しての国民の知る権利の実現と、傍聴希望者の裁判傍聴権との調整を図るため、国民の知る権利に資する報道をすることができる能力、資質を備えているジャーナリストに限って傍聴席を確保すべきである。そして、傍聴を希望するジャーナリストが前記能力、資質を備えているか否かを判断するにあたっては、ジャーナリストの過去の経歴、報道内容、報道の相手方として想定される読者等の範囲、傍聴の対象となる事件の内容等の事情を総合的に判断すべきである。

(4) 近年、インターネットの普及に伴い、報道の速報性に関して、新聞社、テレビ局などの報道機関とフリーランスのジャーナリストの間にもはや差異はない。むしろ、ツイッターやフェイスブックといったインターネット上の多様なツールを用いることで、フリーランスのジャーナリストの報道の方が報道機関の報道に比して速報性に優れる場合もある。

また、情報の受け手である国民は、インターネットを利用することで、多様な情報を容易に収集することができる状況にある。このような状況において、国民の知る権利を実現するために求められるのは、異なった視点からの多様な情報を提供することである。

このように情報発信受信手段が多様化し、それに伴い情報の受け手である国民が必要とする情報も多様化しているのであるから、司法記者クラブ所属

の記者だけでなく、フリーランスのジャーナリストにも記者席を割り当てる必要性は極めて高いのである。

- (5) この点、裁判所が、傍聴席割当を希望するジャーナリストについて傍聴席を割り当てるか否かを個別に審査することは、時間的制約等から困難とも思える。しかし、当該ジャーナリストの経歴、発表予定の媒体など客観的な情報が提供されれば、当該ジャーナリストが、司法記者クラブ所属の記者に求められるのと同程度に裁判の迅速かつ正確な報道を行うことができるか否かを判断することは困難ではない。
- (6) したがって、単に、形式的に司法記者クラブ所属の報道機関の記者にのみ記者席を割り当て、フリーランスのジャーナリストについて記者席を割り当てないというように区別して取り扱うといった措置は合理的な裁量の範囲を逸脱するものであり、憲法14条1項に反するものである。

4 債権者の実績

- (1) 債権者は、1982年（昭和57）年4月から1987年（昭和62年）12月までの5年8ヶ月間、神奈川新聞社に勤務していた。債権者は同社の社会部に所属し、県警記者クラブ、司法記者クラブを担当した後、遊軍記者となった。そして、遊軍記者時代に担当した連載記事により、1987年（昭和62年）の日本ジャーナリスト会議によるJCJ奨励賞を受賞した。

このように、債権者は新聞社において取材、記事について十分な訓練を積み、賞を受賞するほどの能力を身につけており、裁判傍聴の結果を正確に報道することは担保されている。

- (2) 債権者は、神奈川新聞社を退社後、フリーランスになってからも、刑事司法やその後の行刑、保護に関する分野に関心、問題意識をもって、多くの刑事裁判を取材し、報道してきた。特に、オウム真理教に関する事件では、公判を傍聴し、その取材結果を週刊文春に連載して、その後、連載記事をまとめて加筆したものを『「オウム真理教」裁判傍聴記①、②』（文藝春秋刊）

として出版している。

そのほか、債権者は、社会問題を独自の視点で取材し、社会に問題提起するような著書を多数出版している。その功績が認められ、債権者は、1995年（平成7年）に菊地寛賞を、1996年（平成8年）に「オウムに関する早期からの取材執筆活動に対して」により、編集者が選ぶ雑誌ジャーナリズム賞企画賞を、2011年（平成23年）には「村木厚子独占手記『私は泣かない、屈さない』」により、編集者が選ぶ雑誌ジャーナリズム賞作品賞を受賞しており、新聞やテレビなどからも頻繁にコメントを求められている。

また、債権者は、ジャーナリストとしての仕事に加え、以下のとおり、行政機関の委員会の委員となったり、衆議院法務委員会の参考人として召致されたり、大学教授となるなどの経験をしてきた。

ア 債権者は、2003年（平成15年）、法務省の設置した行刑改革会議の委員となった。同会議の提言をもとに、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律が制定されている。

また、債権者は、2004年（平成16年）から2005年（平成17年）にかけて、上記提言に沿った改革が行われているかについて意見を述べる「行刑改革推進委員会顧問会議」のメンバーにもなった（甲3の1）。

イ 2005年（平成17年）から2006年（平成18年）にかけて、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律では対象外とされていた未決拘禁者の処遇等について改革を行うため、法務省などが設置した「未決拘禁者の処遇等に関する有識者会議」の委員を委嘱された（甲3の2）。

ウ 2010年（平成22年）11月から2011年（平成23年）3月にかけて、大阪地検特捜部による村木厚子厚生労働省元局長への操作と証拠改ざん、犯人隠避の問題を受けて、法務大臣の下に作られた「検察の在り方検討会議」の委員となり、検察改革のための提言作りに関与した（甲3の3）。

エ 2005年（平成17年）4月5日には、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律案（内閣提出第七七号）について、2011年（平成23年）5月18日には、裁判所の司法行政、法務行政及び検察行政、国内治安、人権擁護に関する件（検察の在り方にかかわる諸問題）について、衆議院法務委員会に参考人として出席した（甲3の4、5）。

オ 2007年（平成19年）4月から2008年（平成20年）3月まで、獨協大学特任教授となり、「新聞の読み方テレビの見方」などの講座を受け持ち、事件報道などを多角的に見る必要性等を学生に伝えた。

このように、債権者は、行政機関、立法機関などからも司法に関する有識者として認知されている。

(3) 債権者は、フリーランスのジャーナリストとして、本件事件に関連するいわゆる「陸山会事件」の刑事公判を傍聴することを続けてきたばかりか、本件事件の刑事公判に関して、毎回、傍聴を続けてきた者である。

すなわち、債権者は、本件事件に関連するいわゆる「陸山会事件」に関して、月刊誌「世界」に2回（甲4の1、「『陸山会事件』とは何だったのか」2011年（平成23年）10月号掲載、甲4の2、「原則を棄てた裁判所」2011年（平成23年）12月号掲載）、その刑事公判の傍聴を踏まえた記事を書いた。

また、債権者は、本件事件に関して、前述したように、月刊誌「世界」に、「原則を棄てた裁判所」（2011年（平成23年）12月号掲載）の記事を執筆したほか、日刊紙「日刊スポーツ」に、毎回到わり、合計10回（2011年（平成23年）10月7日、同年同月15日、同年同月29日、同年11月2日、同年12月1日、同年同月2日、同年同月8日、同年同月9日、同年同月16日、同年同月17日）、「江川紹子の目」として、その刑事公判の傍聴を踏まえた記事を書き続けている（甲5の1ないし10）。

(4) 月刊誌「世界」は、1946年（昭和21年）に創刊以来、良質な情報と

深い学識に支えられた評論によって、戦後史を切り開いてきた雑誌であり、少なからず影響力を有する雑誌である。また、日刊スポーツは、全国において総部数166万部以上の発行部数があり、これは、司法記者クラブに加盟し、本件事件でも記者席の割り当てを受けている産経新聞の発行部数約175万部に匹敵するものである（甲6、7）。そして、日刊スポーツは、日本の社会を支える30代から50代を中心として20代から70代まで幅広い年代の読者に読まれており、政治・経済・社会面の記事は、男女問わず7割以上の読者がほとんど毎日読んでいる（甲6）。

また、債権者のツイッターは9万以上のフォロワーがおり、債権者はツイッターを利用して本件事件に関する情報提供を行っているが（甲8）、「新聞では伝えられていないことが分かった」と多くの人に評価されている（甲1）。

- (5) 月刊誌「世界」の質の高さ、日刊スポーツの発行部数や読者層、債権者のツイッターのフォロワー数を考えれば、債権者は、多くの多様な国民の知る権利に実質的に貢献し、知る権利を実現している。このように、いわゆる「陸山会事件」や本件事件に関する国民の知る権利が確実に実現されたものであり、債権者の記事やツイッターを待っている国民が多数存在する以上、実質的に判断すれば、少なくとも本件事件に限り、債権者に優先的に傍聴できる権利があることは明らかである。

5 本件事件の傍聴席の状況

本件事件においては、傍聴券を取得するために、多くの「傍聴希望者」が列を作っているが、実際、刑事公判においては、特に一般傍聴席に空席が目立っている。本件事件の第7回公判の際、一般傍聴席はそのおよそ半分が空席であり、午後になるとさらに空席が増えた（甲1、9）。

これは、記者席を割り当てられている報道機関がさらに傍聴席を得ようとして、又はその他の報道機関などが傍聴席を得ようとして、その社員や抽選によ

り傍聴券の当たる確率を上げるためだけに雇われたアルバイトを並ばせているからである。結局、必要数より多く当たってしまった分の傍聴席が空席とされているのである。

このような現状がある以上、現在記者席として確保している傍聴席に加え、一般傍聴席のひとつを、記者席として債権者に割り当てたとしても、不都合は生じない。

また、最近では報道記者席も空席が認められるようになってきている。たとえば、直近の2011年（平成23年）12月15日の公判においては10席以上、同月16日の公判においては5席以上が開廷時に空席だったのである（甲1）。現在、司法記者クラブ等に割り当てている記者席の1席を債権者に割り当てたとしても、不都合は生じない。

債務者は、本件事件の公判において、傍聴席の上記のような状況を把握しているのであるから、記者席として確保する傍聴席の数及びそれを割り当てる対象者を検討する際、現状を十分に考慮すべきである。

- 6 以上より、債権者は、裁判傍聴権に基づき、本件事件の2012年（平成24年）1月10日及び同年同月11日の刑事公判について、記者席1席の割り当てを求めることができる。

第2 保全の必要性

1 従前の事実経過（甲1）

（1）2011年（平成23年）10月中旬

債権者は、知り合いの雑誌記者から、東京地方裁判所では、フリーランスでも、刑事公判の傍聴の申込を受け付けていることを聞き、申請をすることにした。

（2）2011年（平成23年）10月24日

債権者は、東京地方裁判所総務課に対し、「記者席割り当てのお願い」と

題する書面を提出した（甲10）。

債権者が提出しようとして用意していた書面には、債権者が刑事公判の傍聴を希望する日が書いていなかったため、東京地方裁判所総務課の職員（以下「総務課職員」という。）から、その希望日を記載するように言われ、債権者が、「全期日です。」と答えたところ、分かっている期日を手書きでいいから書くように指示されたため、債権者は、その場で、全期日を書き加えた。

なお、本件事件の刑事公判期日は、新聞等で公表されている。

総務課職員からは「次の期日が迫っているので、どうか分かりませんよ」と言われたため、債権者は、「できるだけお願いします。」とお願いして帰った。

(3) 2011年（平成23年）10月27日

総務課職員から、債権者の携帯電話に対して、電話があり、総務課職員は、「10月28日と11月1日の公判に関しては認められませんでした。」と述べた。

債権者が、その理由を尋ねるも、総務課職員は、「それはお伝えしないことになっている。」と言うだけだった。

さらに、債権者が、それは誰が決めたのかと聞くと、総務課職員は、「東京地裁ではそうなっている。」と言うため、債権者が、「裁判長はなんと言っているのか。」と聞いたところ、総務課職員は、「裁判長もそのように言われている。」と述べた。

債権者が、「本当に裁判長がそう言ったのか。」「裁判長は、実際になんと言ったのか。」など重ねて聞いても、総務課職員は「そうなっている。」という趣旨のことを繰り返すだけだった。

そこで、債権者は、「申請から裁判の期日までに時間が短すぎて対応できなかった、ということではないのか。」と聞いたが、総務課職員は「お答えできない。」を繰り返すばかりだった。

そのため、債権者が、「せめて文書で回答が欲しい。」とお願いしたが、総務課職員は、「回答は口頭ですることになっている。」と言うだけだった。

債権者の感触では、電話で応対した総務課職員は、途中で上司らしい人に相談していたようだが、結局、それ以上の回答は得られなかった。

(4) 2011年(平成23年)10月28日もしくは同年同月31日

債権者は、東京地方裁判所総務課に赴き、今後の期日についての回答はいつあるのかを聞いたが、総務課職員は、債権者に対し、「裁判長が判断してから。」「いつになるか分からない。」ということだけを述べるだけだった。

そこで、債権者は「裁判の間際ではなくできるだけ早く回答が欲しい。」とお願いして帰った。

(5) 2011年(平成23年)11月22日

総務課職員から、債権者の携帯電話に対し、電話がかかってきた。総務課職員は、債権者に対し、「11月30日と12月1日の公判については認められませんでした。」と述べた。

債権者がその理由を問うても、前回と同様に、総務課職員は、「お答えしないことになっている。」を繰り返すばかりだった。

債権者が、それは裁判長の言葉かと聞くと、総務課職員は「そうです。」と答えたので、債権者が、「裁判長は具体的に何と言ったのか。」と尋ねたが、当該担当者は、「一言一句を言うことはできない。」と言うだけだった。

そこで、債権者が「こうして、毎回、公判の間近になって『今回と次回は駄目です』ということを繰り返し、ずるずる最後までいくのではないか。」と問うと、当該担当者は、「それは分かりません。」と言うばかりで、いかにも事務的な回答だった。

(6) 2011年(平成23年)11月25日

債権者は、東京地方裁判所刑事第11部に対し、債権者代理人らを代理人として、「要望書」と題する書面を提出した(甲11)。

(7) 2011年(平成23年)11月28日

債権者代理人飯田正剛は、東京地方裁判所総務課の片山氏との間において、次のようなやり取りをした。

すなわち、片山氏は、飯田正剛弁護士に対して電話により、「11月30日の公判については認められませんでした。」と述べた。

飯田正剛弁護士が、文書による回答を求めたところ、片山氏は「文書では回答しないことになっている。」と述べた。

さらに、飯田正剛弁護士が、11月30日の記者席1席の割り当てを認めない理由を問うたところ、従来と同様に片山氏は「具体的な理由についてはお答えしないことになっている。」と述べた。

ただ、飯田正剛弁護士が、片山氏とやり取りをしていた中で、片山氏はあくまでも一般論であるとして、東京地方裁判所において、刑事公判の傍聴に関しては、法廷警察権の一環として対応しているとの話をした。

(8) 2011年(平成23年)12月2日

総務課職員から、債権者の携帯電話に電話がかかってきた。総務課職員は、これまでの対応と同様、次回と次々回の公判については許可が下りなかった、理由は説明しないことになっている旨述べた。

2 以上の事実経過から、本件事件の2012年(平成24年)1月10日及び同年同月11日の刑事公判についても、総務課職員から、記者席の割り当てが認められないとの連絡が来ることが予想される。

3 そして、これまで債権者が本件事件の刑事公判を傍聴することができたのは、傍聴券の抽選のために並んで、たまたま傍聴券の当たった者から、厚意で譲り受けることができたからである。

しかし、2012年(平成24年)1月10日及び同年同月11日は、本件事件の被告人質問が予定されていることもあり、これまでのように債権者が傍聴券を入手することは非常に困難となる。

4 裁判傍聴権は、当該期日の公判を傍聴する権利であり、後日、記録を見たり、他の報道機関による報道を通じて知ることでは満たされない権利である。また、債権者自身が本件事件を傍聴しなければ、これまでのような記事を書くことはできず、国民の知る権利をも侵害することとなる。

以上のとおり、記者席が割り当てられなければ、債権者の憲法上保障された権利が実現できず、債権者に金銭では償うことのできない著しい損害が生じることは明らかである。

第3 結語

よって、債権者は債務者に対し、上記刑事公判の記者席の割り当てを求めるため、本申立てに及んだ次第である。

以 上

疎 明 方 法

- 1 甲第1号証 債権者（江川紹子）の陳述書
- 2 甲第2号証の1 法学教室187号（1996年4月号）
- 3 甲第2号証の2 奥平康弘「憲法Ⅲ・憲法が保障する権利」
- 4 甲第2号証の3 野中俊彦ほか「憲法Ⅱ〔第4版〕」
- 5 甲第3号証の1 法務省：行刑改革推進委員会顧問会議
- 6 甲第3号証の2 有識者会議
- 7 甲第3号証の3 検察の在り方検討会議第1回会議 議事録
- 8 甲第3号証の4 第162回国会法務委員会第10号会議録
- 9 甲第3号証の5 第177回国会法務委員会第12号会議録
- 10 甲第4号証の1 債権者（江川紹子）「『陸山会事件』とは何だったのか」
- 11 甲第4号証の2 債権者（江川紹子）「原則を棄てた裁判所」
- 12 甲第5号証の1 ないし10
債権者（江川紹子）「江川紹子の目」日刊スポーツ（2011年10月7日、同年同月15日、同年同月29日、同

年 1 1 月 2 日、同年 1 2 月 1 日、同年同月 2 日、同年同月
8 日、同年同月 9 日、同年同月 1 6 日、同年同月 1 7 日)

- | | | |
|----|----------|--------------------------------------|
| 13 | 甲第 6 号証 | N I K K A N S P O R T S 2 0 1 1 |
| 14 | 甲第 7 号証 | 産経新聞媒体資料インターネット版 |
| 15 | 甲第 8 号証 | 債権者のツイッターページ |
| 16 | 甲第 9 号証 | m s n 産経ニュース (2 0 1 1 年 1 2 月 7 日) |
| 17 | 甲第 10 号証 | 記者席割り当てのお願い |
| 18 | 甲第 11 号証 | 要望書 |

附 属 書 類

- | | | |
|---|-------|-------|
| 1 | 甲号証写 | 各 1 通 |
| 2 | 証拠説明書 | 1 通 |
| 3 | 訴訟委任状 | 2 通 |